

## 令和3年度第3回廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会（志染地区） 議事録

- 1 日時 令和4年2月25日（金） 午後7時～午後8時
- 2 会場 志染町公民館 大会議室
- 3 出席者 地域：代表者12名（5名欠席）  
市：総合政策部長、総務部長、教育総務部長、企画政策課長、経営管理課長、建築住宅課長、教育施設課長、志染町公民館長

### 4 意見交換の内容

#### （地域）

旧志染中学校は市が所有する建物なので、点検費用は市に負担してもらいたい。

#### （市）

地域案を実施していただく際に維持管理費は負担しないとしており、点検費は維持管理費に当たるので市では負担しない。地域案で使用しない部分を民間事業者が活用することで建物全体の点検費を軽減することは可能である。

#### （地域）

廃校施設を利用した場合の維持管理費について教えてもらいたい。

#### （市）

学校として、使用していた時は年間約200～300万円の維持管理費及び修繕費がかかっていた。現状の校舎を3分の2程度使用した地域案の場合は維持管理費等で100～150万円程度かかる可能性がある。

#### （地域）

地域が無償貸与で利活用する場合の条件となる転貸の禁止とはど

ういった内容か。

(市)

仮に市から志染地域の利活用団体に無償貸与した際に、その利活用団体からさらに別の事業者や団体に又貸しすることは禁止するということである。

(地域)

収益が上がらない事業しか実施できない中で、施設の管理人を置くにも、その費用はどうやって捻出したらよいのか。

(市)

地域案において、収益事業を全く実施してはいけないというわけではない。ある一定の条件のもと収益事業を実施していただけるよう検討している。

(地域)

道の駅のように指定管理を導入するような施設にはできないのか。

(市)

廃校施設を市の行政施設にして、市が管理するつもりはない。

(地域)

テナント貸しで収益を得ることも否定されるのか。

(市)

地域の利活用団体が廃校施設を利活用して行う事業は認めていく考えであるが、テナント貸しは地域利用ととらえられない。

(地域)

地域が無償貸与で利活用する場合の条件となる利益の分配の禁止とは。

(市)

廃校利活用事業で得られる収益は、事業を実施するために充てる

ものであって、剰余金があったとしても地域で配当等をしてはいけないということである。

(地域)

地域が作成した収支予想にあるイニシャルは市がすべて負担してくれるのか。

(市)

地域案を実施する上で、必須となるような改修や備品の購入は対象となるが、地域案の実施に必須でないものは対象とならない。

(地域)

有償貸与となると賃料はいくらぐらいか。

(市)

不動産鑑定をしないとわからない。参考までに、旧中吉川小学校で月額50万円程度、旧上吉川小学校で月額30万円程度である。

(地域)

旧志染中学校に民間事業者からの活用の提案はあるのか。あるのであれば教えてもらいたい。

(市)

複数社からお声がけはいただいている。しかし、現状は地域で校舎の大部分を使用する案となっており、民間活用を紹介するべきなのか悩んでいる。現状の地域案を引き続き検討するのか、民間活用を取り入れるのか検討いただきたい。

(地域)

地域案を実施する場合に旧志染中学校の入り口が狭いので広くしたいと要望すれば市が負担して改修してくれるのか。

(市)

費用対効果を確認した上で、地域案の実施に当たり必要であれば対応する。

(市)

次回の開催に向け、地域で地域案の担い手の確保を調整していただくほか、民間活用を中心にした中で地域の利活用を考えるのか、地域案を中心にした利活用で引き続き検討するのかについて、意見をまとめていただくようお願いする。